

環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定を受けましょう!!

「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者等の認定制度がスタートしています！

みどりの食料システム法とは

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。

※同法の施行に伴い、エコファーマーの新たな認定は終了しました。

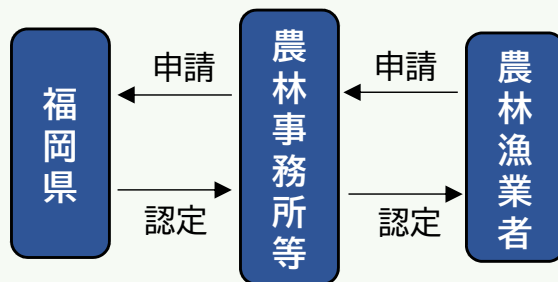
みどり認定とは

農林漁業者は、みどりの食料システム法及び同法に基づく福岡県の基本計画に基づき、**県内で環境負荷低減**に取り組む**5年間の事業計画を作成し、知事の認定を受ける**ことにより様々なメリットを活用することができる制度です。 (認定を受けるメリットは裏面へ)

「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

認定の流れ



◇ 申請を希望される方は、下記の連絡先までご相談ください。
取組の内容によって連絡先が異なります。



- 農業・畜産…最寄りの農林事務所(農山村・)農業振興課まで
- 林業………最寄りの農林事務所林業振興課まで
- 漁業………本庁水産局水産振興課まで

福岡県HPはこちら(制度に関する情報HPをご覧ください)

認定を受けるメリット

メリット① みどりの投資促進税制で、設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要なとなる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>

税制対象一覧
はこちら



農林水産省HP



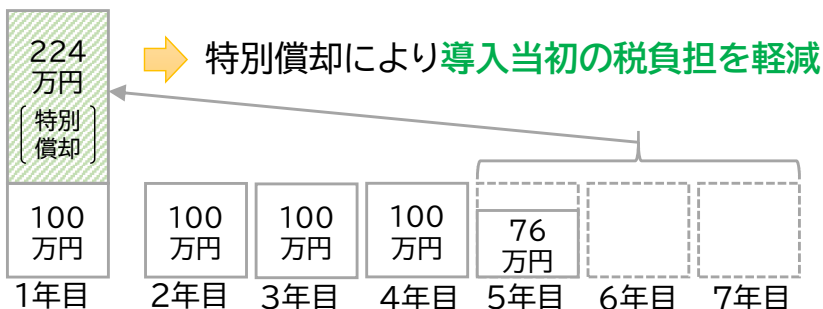
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など
実際に対象となる事業かは、最寄りの市町村又は事業担当課等へご確認ください。

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付資格を獲得できます！

- 農業改良資金は、農業改良措置を実施するために**必要な資金を無利子**で借りられる融資制度です。
- 農業改良資金等の活用をお考えの方は、みどり認定の申請と併せて、
公庫にもお早めにご相談ください！

資金の活用事例:

- ・農業生産施設・機械等の改良・造成・取得、
- ・農地等の改良、農産物加工用施設の改良・造成・取得など

**通常より審査に時間を
要しますのでお早めに
ご相談ください！**